

地 域 再 生 計 画

1 . 地域再生計画の名称

長生の「きれいな水を守る」地域再生計画

2 . 地域再生計画の作成主体の名称

千葉県長生郡長生村

3 . 地域再生計画の区域

千葉県長生郡長生村の全域

4 . 地域再生計画の目標

長生村は、千葉県の北東部に位置し、人口14,848人(平成17年4月1日現在)、面積28.32平方キロメートルで、村の中央部を南北に2級河川内谷川、南部を東西に2級河川一宮川が流れている。昔は村の小河川や排水路では、夏になるとホタルやトンボが飛び交い、水中ではメダカやフナやザリガニが生息し、自然を身近に感じ四季の移り変わりを肌で感じる事ができる場所であった。

しかし、現在は15年前には11,155人であった人口が約3,700人も増加してきている。それとともに未処理の生活雑排水が河川等に流入し水質汚濁が進み、特に夏場の湯水期には悪臭を放ち、生活環境も悪化しホタルやトンボもほとんど見る事がなくなってしまった。

村では水質汚濁を防ぎ生活環境の悪化を防ぐため、平成2年から村全域を対象に合併処理浄化槽設置整備事業を、平成4年からは村の東部を中心に公共下水道を展開し、平成16年度末の汚水処理人口普及率は、66.7%にまで達したものの、依然低迷している状況である。

このため、汚水処理施設の整備を一層促進し、河川等の水質浄化を進め、子供たちが水遊びができるような良好な生活環境を取り戻す。

そして、昔生息していたホタル、トンボ、メダカ、フナ、ザリガニなどを河川等に呼戻し、夏には取戻した良好な生活環境のなかで、「ホタル鑑賞会」を開催し、水質保全の重要性と環境保護に対する住民意識の向上策

として活用する。当初は地域住民を対象に開催するが、年を経るごとに徐々に地域に根付かせその規模をさらに増していき、観光資源として活用することにより観光客の誘致を図る。

さらに、親子関係が希薄な世の中になりつつあり、幼児虐待、不登校、家庭内暴力等の問題も多発しているので、清流を取戻した河川において自然の豊かさを肌で感じてもらうとともに、親子で参加する「親子釣り大会」を実施し、親子の絆を深めてもらい家庭内の諸問題の解決するための家庭教育の場とする。

また、一松地区で生産されている青海苔の生産風景は冬の風物詩としても有名であり、作られた青海苔は正月の雑煮になくってはならないものとなっている。しかし、この貴重な青海苔も水質悪化とともに年々減少傾向にあり最盛期の生産量の半分程度に落ち込んでしまっている。このため、河川等の水質浄化により落ち込んだ生産量を回復し、本村に訪れた観光客に長生村の特産品として、農産物とともに農産物直売所で販売促進し、地域の特産品として育てていくことにより、生産者の所得の増加を図り消費意欲を高め、地域経済の活性化による地域の再生を目指す。

(目標1) 汚水処理施設の整備の促進(汚水処理人口普及率を66.7%から75.0%に向上)

(目標2) 青海苔生産量の回復(生産枚数を394,000枚から500,000枚に向上)

5. 目標を達成するために行う事業

(5-1) 全体の概要

一松地区に公共下水道を整備するとともに、公共下水道による整備がなされない地域については合併処理浄化槽設置整備事業により公共用水域の水質向上を図ることにより、河川に魚類を呼戻し家庭教育や環境教育の場を設けるとともに、河川の水質浄化により一松地区の特産品である青海苔の増産、増収を図り、地域経済の活性化を図る。

(5-2) 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

[事業主体]

- ・千葉県長生郡長生村

[施設の種類]

- ・公共下水道、浄化槽

[事業区域]

- ・公共下水道 長生村一松地区（認可済）
- ・浄化槽 長生村全域（公共下水道整備区域を除く）

[事業期間]

- ・公共下水道 平成17年度～21年度
- ・浄化槽（個人設置型） 平成17年度～21年度

[整備量]

- ・公共下水道 200～350 13,800m
- ・浄化槽（個人設置型） 5人槽 168基
7人槽 56基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

- ・公共下水道 一松地区で 860人
- ・浄化槽 長生村全域（公共下水道整備区域を除く）で
550人

[事業費]

- ・公共下水道 1,322,955千円
（うち、単独 393,925千円）
（うち、国費 464,515千円）
- ・浄化槽 61,509千円
（村上乘分を含む）
（うち、国費 19,003千円）
- ・合計 1,384,464千円
（うち、単独 393,925千円）
（うち、国費 483,518千円）

(5 - 3) その他の事業

該当無し

6．計画期間

平成17年度～21年度

7．目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、長生村は4に示す数値目標に照らし状況を調査、評価し公表する。

なお、整備された污水处理施設については、水質検査、維持管理等が適切に行なわれていることについて、施設管理者と異なる第三者が行った水質検査等により評価する。

8．地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

污水处理施設整備計画については、最新のデータに基づいて施設計画を再検討したものであり、既存の「千葉県全県域污水適正処理構想」に掲載された計画と異なる計画としたため、次回の都道府県構想の見直し時に反映することとする。

(添付資料)

- ・地域再生計画区域図
- ・地域再生計画工程表
- ・地域再生計画全体イメージ図